

平成18年(フ)第23457号
破産者 石井 優
破産管財人 鈴木銀治郎

報告書

第1 破産手続開始の決定に至った事情

1 破産原因とその具体的内容

(1) 破産者と破産会社との関係

破産者は、平成18年12月20日に破産開始決定を受けた株式会社近未来通信(以下「破産会社」という(事件番号 東京地裁平成18年(フ)第23456号。))の主要な株主(出資比率 58.3%)であり、代表取締役社長であった。

(2) 破産会社の事業

ア 破産会社の通信料収入は実際には2億円から4億円程度にすぎなかった。収入源の大半は中継局オーナーからの加盟契約金やランニングコスト収入等であり、これらの収入がなければ、還元金を支払う原資が全く不足するという収益構造になっていた。新規の中継局オーナーを獲得できなくなる時点で、破産することは避けられなかった。

イ 平成18年8月以降、中継局オーナーによる解約が相次ぎ、同年9月には、公租公課を滞納し始め、取引先に対する支払いも滞りがちになった。同年10月には、オーナーに対する還元金の支払いをせず、11月6日には、支払資金がショートしたこと等を公表した。以後、破産手続開始決定に至るまでの間、滞納処分による多額の差押を受けた。

破産会社は、11月20日ごろ、本店、支店をすべて閉鎖するに至り、12月には、警視庁の捜査も入った。12月5日には、中継局のオーナーが、債権者破産の申立てをした。

(3) 破産者の責任

ア 事業の破綻の責任

破産者は、破産会社の経営の最高責任者として、事業として成り立っていないビジネスモデルを設計・運用してきた全責任を担っている。かかるビジネスが早晚破綻することは明らかであり、破産者は設計当初から当該事業を知り、又は当然知りうべき立場にあった。

イ 還元金に関する説明義務違反についての責任

破産会社としては、中継局オーナーとなる者に対し、利益の還元方法や投資のリスク等につき十分に説明すべき法的義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った責任があるといえるべきである。また、あたかも通債料収入のみがオーナーへの還元金に充てられるかのごとく表現していた宣伝広告等は、虚偽であったといわざるをえない。

ウ サーパーの稼働停止に基づく責任

詳細は今後の刑事手続において判明することとなるが、総務省の公表結果を前提とすれば、破産会社は、稼働させる予定のないサーバーや稼働していないサーバーに関して新たに業務協約書を締結して加盟金等の収入を得たり、すでに業務協約書の対象となっていたサーバーが稼働を停止していたにもかかわらず、「ランニングコスト収入」等と称して当該サーバーのオーナーから金員を徴収していたりしたものと考えられる。この点に関し民法

上の詐欺が成立する可能性が高い。

エ 平成18年9月以降の職務放棄・海外逃亡

破産者は、破産会社の代表取締役としての職務をすべて放棄し、平成18年11月17日、海外に出国して以後行方不明の状態が続いている。

(4) 破産者の支払不能

破産者には、不動産以外格別の資産は存在せず、支払不能となることは明らかであり、平成18年12月20日、債権者の申立てに基づいて破産手続開始決定を受けた。

2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

(1) 不動産の現状

破産者開始決定当時、すでに破産者は海外に出国して行方不明の状態が続いている。財産が見えられれば、売却に努めているが、みるべき資産は不動産以外には存在しない。

(2) 不動産に対する否認権の行使

破産者は、①川崎市多摩区南生田及び②茨城県古河市久能に土地建物を所有していたが、いずれについても所有権の2分の1につき石井清美氏に移転する旨の平成18年11月受付の登記がなされていることが判明した。

管財人としては、否認権の行使として、平成19年3月7日、御宇に対して否認請求の申立てをなし、同年4月17日、同請求を認容する旨の決定が下された。

現在、抹消登記を行って破産者の不動産の全所有権を有する登記を備える手続が完了しており、近く売却して換価する予定である。

(3) ゴルフ会員権

①株式会社北浦ゴルフ倶楽部の正会員の預り証が発見された。しかしながら、株式会社北浦ゴルフ倶楽部は、平成15年5月にすでに破産しており、配当率0.5%により配当済みとのことであった。現在、同ゴルフクラブはその名称を変更し、株式会社BAND・JAPANがその経営を引き継いだ。同ゴルフクラブ会員権の市場価格は20~30万円であるものの、名義書換手数料が525,000円を要することであり、財産価値はない。

②その他、破産者は、株式会社太平洋クラブに会員権を有していたが、同会員権は、競渡・相続ができないう身専属の株身会員権であり、換価できず、財産価値はない。

(4) 銀行預金

破産者名義の銀行口座については、後記のとおり、わずかな残高しか残っていないかった。

(5) 関連会社

名称	事業内容・出資比率	現状	出資関係
株式会社日本ニューードメイン	ネバールのドメイン取得	休眠	破産会社37% 破産者13%
有限会社グッドタイム	破産会社の一部門(広告代理店業務)	営業停止	破産者100%
株式会社COITEL	プリペイドカード販売	解散申請中	破産者100%
有限会社ゴッドエナジー	メンバーカンパニー	管財人が破産申立	破産者100%
有限会社グッドシズン	破産会社の一部門(メンバー購入)	営業停止	破産者100%
株式会社トップブレイヤー	オンラインゲームのフランチャイズ	破産	破産者4% SMI 投資事業組合 93% 43%

ループ株式会社	破産管財人の輸入	営業中	破産者 50%
親睦協賛土地株式会社	中国経済の不動産開拓	解散予定	破産者 70%

※ 破産会社、石井氏が関与していると思われるが実態は不明

3 破産者の資産・負債

(1) 資産

ア 不動産

破産者は、①川崎市多摩区南生田及び、②茨城県古河市久能に土地建物を所有しており、売却して換価すれば、①につき2500万円前後、②につき5000万円前後になるものと考えられる。

なお、②茨城県古河市久能の土地建物については、破産者を賃貸人とする賃貸借契約が締結されているが、賃借人の明渡しが完了し次第売却する予定であり、現在は旧賃借人から、賃料相当損害金として月額84,000円が管財人口座に振り込まれている。

イ 銀行預金

破産者の有していた銀行預金を解約し、計320,187円を財団に組み入れた。

ウ 関連会社株式等

破産者が株主となっている会社はありますが、実際の活動を停止しており、休眠中であり、所有する株式についても資産価値は見出せない。

エ その他

これ以外に破産者にみるべき資産はない。

(2) 負債

現段階では破産債権の届出を留保しているため、現時点で正確な負債額は確定していない。

(3) 訴訟

中継局オーナーによる不法行為に基づく損害賠償請求や、債権者による未払代金請求など、破産会社を被告とする多数の訴訟が提起されているが、破産者を共同被告とするものも数件提起されている。

第2 破産財団の収支状況 (平成19年5月21日時点)

総収入	金5,559,800円
総支出	金85,500円
残高	金5,474,300円

第3 今後の手続について

今後、不動産の売却を行い、僅少ではあるが配当を実現していきたいと考えます。

以上

「破産」の概要

平成18年(7)第23457号
破産者 石井 敬
破産管財人 鈴木 銀治郎
(平成19年6月21日現在)

単位：円

負債の部

種別	科目	金額
1 財団債権	(1) 中立ち納金	5,000,000
	(2) 住野(茨城県古河市) (神奈川県川崎市) (2) 不動産登記費用 (3) 不動産登記費用	8,825,120 85,500
2 一般債権	キーン等債権(被告共済連分 委任件数919) 5/24受付分まで	13,434,689,118
	キーン等債権(被告共済連分 委任件数191)	(3,317,835,212)
負債合計	小計	(16,752,524,330)
		(16,766,434,950)

※ 支払済

() 内数字は赤字

資産の部

科目	金額
1 予納金入金額	4,987,170
2 預貯金	320,187
3 売債	252,000
4 不動産	0
5 借入金	443
資産合計	5,559,800

※ 売却予定

※ 不動産の売却金額については、①川崎市多摩区南生田の土地建物につき、2,500万円前後、②茨城県古河市久能の土地建物につき、500万円前後を想定している。

項目	金額
平成19年6月21日現在財団収支残高	5,559,800
収入	85,500
支出	5,474,300
差引残高	5,474,300